

被災地から見える 「日ごろの備えこそ大切」



平成23年6月30日 宮城県気仙沼市

NPO法人アレルギーを考える母の会

令和5年7月9日（日）海老名市講演会「アレルギーを持つ子どもの災害時避難」

災害時のアレルギー患者支援にかかわる法律

【アレルギー疾患対策基本法】

- 地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携する。避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。
(アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 第五の(3))

【災害対策基本法】 (東日本大震災を機に大幅に見直し)

- 第8条の15 施策における防災上の配慮等

「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの（以下「要配慮者」という）に対する防災上必要な措置に関する事項」

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月、平成28年4月改定） にアレルギー患者を「要配慮者」と明記

アレルギー疾患対策基本法に基づく取り組み



大気汚染の防止
受動喫煙の防止
適正な森林整備

(「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(平成29年3月21日)および「アレルギー疾患医療提供体制の在り方について」(平成29年7月)を基に作成)

医療の均てん化・患者支援



医師

薬剤師

看護師

臨床検査技師

保健師

助産師

管理栄養士

栄養士

調理師

教職員

保育士

継続的な研修の実施・養成教育の見直し

関係学会等の認定制度

アレルギー表示

地域・職場で患者を支える支援

学校

幼稚園

保育所など
保育関連施設

学童

児童相談所

児童福祉施設

老人福祉施設

障害者支援施設

職場

保健指導(健診など)

【連絡協議会】

中心拠点病院



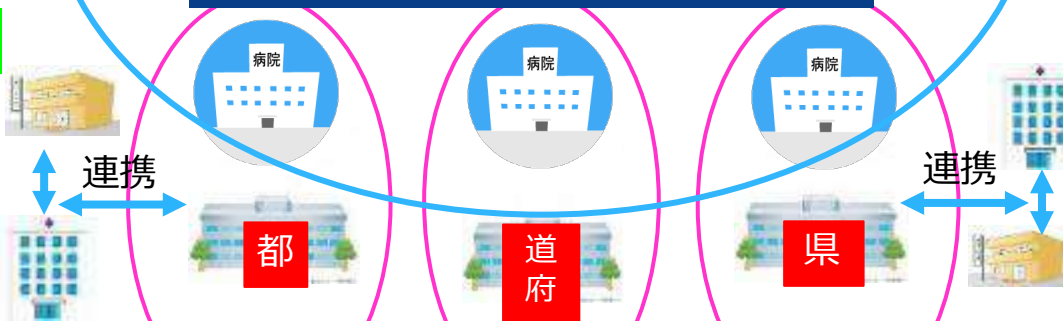
情報提供・相談

- ・(独)国立病院機構相模原病院
- ・国立研究開発法人国立成育医療研究センター

医療の均てん化

研究の推進

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院



【都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会】
都道府県、拠点病院、医療機関、医療従事者、医師会、市町村、教育関係者、患者、住民などで構成

都道府県アレルギー疾患対策推進計画

「基本的な指針」の主な改正点のポイント

(令和4年3月、以下の指針の文は要旨)

① 【地域の施策は自治体が主体的に策定する】

- 自治体は自主的、主体的に地域の特性に応じた施策を策定し実施する。そのために業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。第五の(2)
- 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通して地域の実情を把握し、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定、実施するよう努める。第五の(2)

② 【発症予防の取り組みは区市町村が主役】

- アレルギー疾患の発症・重症化の予防及び症状の軽減を図る(6か所に記述)、市町村保健センター等で実施する母子保健事業を通し、適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を実施するよう求める。第二の(2)

③ 【災害対策も自治体が中心に担う】

- 地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携する。避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。第五の(3)

④ 【外食・中食の表示を国が推進する】

- 外食・中食における食物アレルギー表示は、消費者の需要や誤食事故等の実態を踏まえ、関係業界と連携し実行可能性にも配慮しながら食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。第二の(2)

③ 【災害対策も自治体が中心に担う】

- 地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携する。避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。第五の（3）



【実情と課題】

- 必要な施策は示されている

例えば：「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成25年8月、同28年4月改定）

：「災害時におけるアレルギー疾患の対応」（令和3年度厚生労働科学研究）

- ただ災害発生時、実際には取り組まれていない（当会が活動した被災地）

【必要な取り組み】

- 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会を活性化させ、改正された指針に基づく取り組みを。

東日本大震災から12年

「母の会」が活動してきた被災地

- 東日本大震災（平成23年）
- 関東・東北豪雨（平成27年）
- 熊本地震（平成28年）
- 平成28年台風10号豪雨災害（岩手県岩泉町）
- 九州北部豪雨（平成29年7月）
- 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）
- 北海道胆振東部地震（平成30年9月）
- 令和元年東日本台風
- 令和2年7月豪雨（熊本）
- 熱海土石流災害（令和3年）



平成23年6月30日 宮城県気仙沼市

「東日本大震災」被災地域 (平成23年)



石巻市立大川小学校 (8月2日)



石巻市雄勝地区 (8月2日)



釜石市内で (7月1日)



関東・東北豪雨 (平成27年) 茨城県常総市



9月16日 常総市役所



9月16日 水海道西中学校



「熊本地震」被災地域 (平成28年)

「阿蘇大橋」崩落の現場 (5月5日)



益城町保健福祉センター (5月6日)



南阿蘇村 (5月5日)



(4月25日)

「西日本豪雨」被災地域（平成30年）



広島県呉市天応地区（8月7日）



広島県坂町小屋浦地区（8月7日）



倉敷市真備町岡田小学校避難所（8月8日）



倉敷市真備町菌小学校避難所（8月8日）

「北海道胆振東部地震」の被災地（平成30年）



避難所ではスキンケアの方法も伝えた
（厚真中央小学校）



9月29日（土）、北海道胆振東部地震で大きな被害を受けた厚真町、むかわ町、安平町の役場、災害対策本部、避難所などを訪問し、長引く避難生活で悩むアレルギー患者の生活を支えるのに役立つ情報などを提供、相談を寄せた患者さんにも対応した



乳幼児親子に情報を提供した（安平町
スポーツセンター）

令和元年 東日本台風の被災地 (長野市、10月27日)



千曲川が決壊した穂保地区



市立豊野西小学校の避難所



昭和の森公園



市立豊野西小学校の避難所

アレルギー患者が困ったこと（東日本大震災）

- 子どもが空腹に耐えかね、ボランティアからもらってアレルギーとなる食物を食べ、命に係わる重篤な症状を起こした
- 周囲の人に「アレルギーが出ても食べないよりはいいのだから食べさせろ」と言われた
- ある食べ物を「アレルギーがあるので食べられない」と言ったら、「こんな時に贅沢を言うな」と避難所の担当者に怒られた
- 配給の時に「アレルギーがあるので成分表示なども見せて欲しい」と何度もお願いしたが嫌な顔をされて困った
- がれきの撤去作業や避難所などのホコリが多い環境で喘息が悪化したことを感染症と間違われ、避難所にいられなくなった
- 風呂やシャワーを使う回数が限られる環境でアトピー性皮膚炎が悪化したことが理解されず「汚い」などと言われた
- アトピー性皮膚炎が伝染すると思われ避難所を出なければならなかった

（「母の会」の現地での聞き取り、協力して行った調査などから）



東日本大震災における アレルギー児の保護者へのアンケート調査(第2報)

山岡明子¹⁾、渡邊庸平¹⁾、角田文彦¹⁾、梅林宏明¹⁾、稲垣徹史¹⁾、虻川大樹¹⁾、
近藤直実²⁾、園部まり子³⁾、長岡徹³⁾、三田久美⁴⁾、柳井智和⁴⁾、三浦克志¹⁾

1) 宮城県立こども病院総合診療科 2) 岐阜大学大学院医学研究科小児病態学
3) NP0法人アレルギーを考える母の会 4) あっふるんるんくらぶ

第49回日本小児アレルギー学会 平成24年9月15日

誤食した11例の詳細

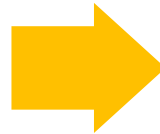
症例	年齢	性別	誤食した食品	症状	誤食した時の状況	その後の対応	普段除去している食品
1	7歳	男	マカダミアクッキー	嘔吐	ボランティアの方からいただいた表示なしの菓子を摂取した。 (親への確認がなかった)	処方されている緊急時の内服薬を服用させた	貝類、ピーナツ、アーモンド・クルミ・マカダミアなどのナッツ類
2	11歳	女	だんご	湿疹	未記入(不明)	市販の抗アレルギー薬を飲ませた	クルミ
3	10歳	男	魚介だしのカップメン (麺のみ)	なし	未記入(不明)	様子を見ていた	魚介類
4	7歳	男	さつまあげ	なし	親元から離れた当初の避難所にて、アレルギーを知っていてくれる大人がいなく、支給されたさつまあげを1口食べてしまった。	何もできなかった	鶏卵、ピーナツ
5	7歳	女	もちのタレ	嘔吐	復興に関する祭りで、地方ボランティアの方が提供して下さった。タレの内容物が分からず口にしてしまった。	医療機関を受診した	ピーナツ
6	9歳	男	杏仁豆腐	なし	お腹がすいて、一人で食べているところを発見。	処方されている緊急時の内服薬を服用させた	鶏卵、乳製品 (少しは摂取可)
7	2歳	女	パン	なし	未記入(不明)	様子を見ていた	鶏卵、乳製品
8	3歳	女	菓子パン	なし	少しだけ食べさせた。	様子を見ていた	鶏卵
9	1歳	男	赤いきつね	アナフィラキシー	未記入(不明)	医療機関を受診し入院	鶏卵、乳製品、小麦、その他 (牛肉、鮭)
10	8歳	男	原因不明(卵成分)	眼瞼腫張、蕁麻疹	未記入(不明)	エピペン®筋注し、医療機関を受診した	鶏卵、小麦、そば、ピーナツ、その他(パイナップル缶詰以外の輸入フルーツ、桃、さば)
11	8歳	男	おでんセット (卵が入っていた)	喉の違和感、咳	未記入(不明)	医療機関を受診した	鶏卵、乳製品、ピーナツ



平成23年4月20日

南三陸町「防災対策庁舎」

令和3年10月1日



平成23年4月20日

旧・新 陸前高田市役所

令和3年10月1日

防災対策の3要素

自助

7



共助

2



公助

1



厚生労働科学研究(令和2、3年度)

「大規模災害におけるアレルギー疾患患者 の問題の把握とその解決に向けた研究」

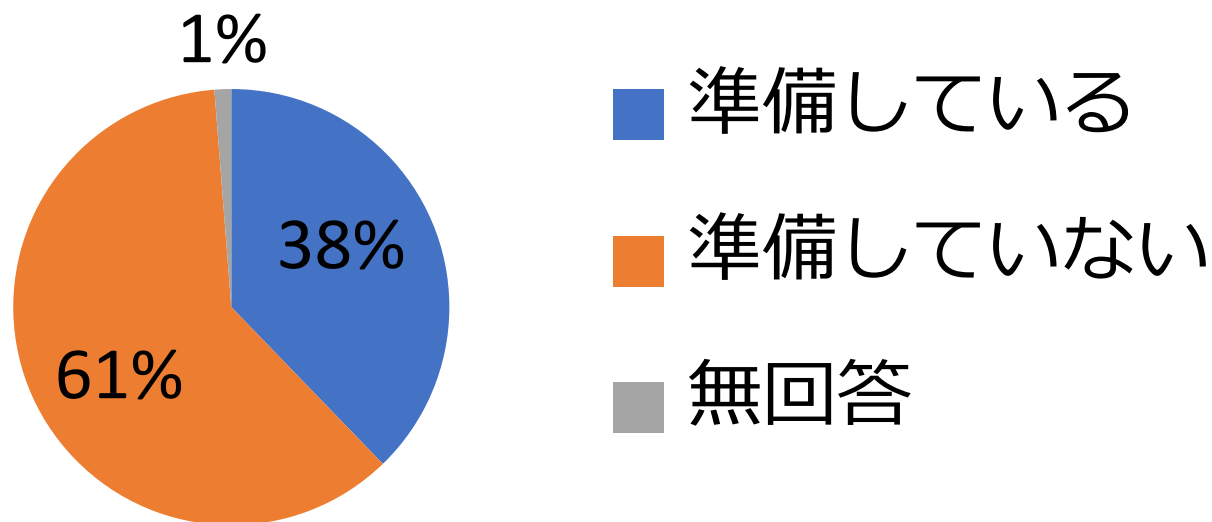
(当会も研究協力者として参画)

第58回 日本小児アレルギー学会学術大会シンポジウム
大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題とその対応
行政側から見た問題点とその解決 から



平成23年4月17日 岩手県陸前高田市

問 避難所で食料や食事（炊き出し、弁当を含む）の提供を行う際に食物アレルギーを有する避難者に配慮した準備をしていますか n=323



<準備の内容>

アレルギー対応食の備蓄

原材料表示の資材/使用食品掲示の取り決め

食物アレルギーを表示するカードやビブス

避難所の受付や食料配布時の食物アレルギーの確認



問6 その災害で、要配慮者を受け入れる「福祉避難所」の設置はありましたか。また、要配慮者の対応を目的とした「福祉避難所」以外の避難所などの指定はありましたか n=323 (複数回答)

